

新潟市では、人口減少下においても、持続的に発展するまちづくりを進めていくことが重要であると考えており、本市に引き続き住んでいただける住環境の提供を進めていく必要があります。そのため、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しに際し、時代の要請や様々な市民ニーズを満たす土地利用の具体的な活用の提案をお受けします。

1. 区域区分の見直しの考え方

- 住居系を中心とします。
- 店舗などは計画地周辺の立地状況を踏まえたものとします。
- 医療・福祉・教育・事業所など、上記によらないものは個別に調整します。

2. 受付内容※1

※1 受付内容の詳細や提出方法などは、市ホームページに掲載の要領をご確認ください。

【A:活用提案】市街化区域への編入を希望する地区

都市の魅力創出、地域課題の解決、防災力の向上、環境への配慮などにつながる地区

必須要件	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の市街化区域と連続して接するほか、市街化区域に穴抜きを発生させないこと ・災害レッドゾーンを含まないこと ・地区内の権利者の同意が得られていること
市が期待している主な項目	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域面積は、0.3haから20ha程度のもの ・店舗などを配置する場合は、床面積が3,000㎡以下を目安とするもの ・鉄道駅から半径1km、またはバス停から半径500m圏域に位置しているもの、または提案により確保が可能となるもの ・日常生活に必要なサービス機能が効率的に利用できる開発区域であるもの ・地域課題の解決に繋がるもの … など

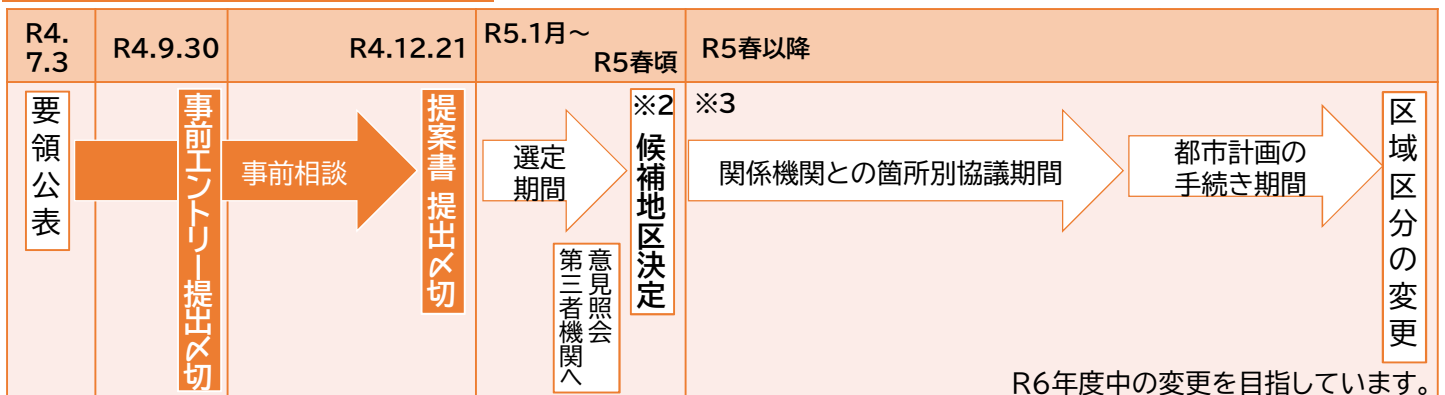
【B:逆線提案】市街化調整区域への編入を希望する地区

都市的土地利用が見込まれず、市街化調整区域への変更を希望する地区

必須要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、田、畑、山林、その他自然地であり、地区内に建築物が立地していないこと ・面積は概ね0.5ha以上で、市街化区域が穴抜けにならないこと ・地区内の権利者の同意が得られていること
------	---

3. スケジュール

協議状況により、スケジュールは変更となる可能性があります



※2 候補地区決定 本市が定める評価基準に基づき、第三者機関からの意見も参考としながら決定します。

※3 候補地区決定後の流れ 関係機関との箇所別協議完了後、都市計画の手続きを行い、区域区分を変更します。

【問合せ先】 新潟市 都市政策部 都市計画課 計画担当



スマートフォン
は
こちらから
検索

電話：025-226-2679 E-Mail：tokei@city.niigata.lg.jp

詳細は、市ホームページをご覧ください。

新潟市 区域区分

検索

事前エントリー、提案書、各種相談は各区役所建設課までお問い合わせください。